

公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

久留米市企業局上下水道料金等関連業務委託について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和 3年 8月 24日

久留米市企業管理者 徳永 龍一

1 業務の概要

(1) 業務名

久留米市企業局上下水道料金等関連業務

(2) 業務内容

- ① 窓口・受付業務（電話、来庁者への対応）
- ② 調定・更正業務
- ③ 収納業務
- ④ 口座振替業務
- ⑤ 滞納整理業務
- ⑥ 給水停止・解除業務
- ⑦ 水道メーター検針業務
- ⑧ 水道メーター管理業務
- ⑨ 下水道使用料関連業務
- ⑩ 受益者負担金・分担金関連業務
- ⑪ その他関連業務
- ⑫ 保安業務

※詳細は、「久留米市企業局上下水道料金等関連業務仕様書」のとおり。

(3) 業務期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

※ただし、契約締結日の翌日から令和4年3月31日までの期間は、既存業務の引継、業務開始準備及び業務研修等の移行準備期間とし、当該期間に要する経費は受託事業者の負担とする。

(4) 業務場所

久留米市企業局庁舎1階 久留米市企業局上下水道料金センター

2 予算額

- (1) 見積金額の上限は、5ヵ年計868,924千円（消費税および地方消費税相当額を含まない）とする。

- (2) 最低制限価格は、5 ヶ年計 6 5 1, 6 9 3 千円（消費税および地方消費税相当額を含まない）とする。

3 参加資格

1 の業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加することができる者は、企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。また、共同企業体（対象業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成される組織をいう。以下同じ。）として参加することができるものとし、その場合、次の各号のうち、いずれかの構成員は、(9)の条件を満たすとともに、全ての構成員が(9)以外の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 に該当しない者であること。
- (2) 久留米市から指名停止措置を受けてないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ア 久留米市内 県税、市税
 - イ 久留米市以外の福岡県内 県税
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 単独の法人又は、複数の法人による共同企業体であること。ただし、複数の共同企業体の構成員となつての参加や、共同企業体構成員と単独の法人としての重複参加をしていない者であること。また、共同企業体の場合、代表者を定めて共同企業体結成予定書兼委任状（様式第 6 号）を作成し、参加申込書の提出締切時点までに提出すること。
- (9) 上水道または下水道事業において、受付・窓口、検針、収納・滞納整理に至る一連の業務の受託実績を有する者であること。
- (10) 破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (11) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 6 5 号）に定める規定を遵守し、障害者に対する合理的配慮の提供に努めることができる者であること。
- (12) プライバシーマーク等の情報セキュリティ関連認証を取得している者であること。

ただし、共同企業体にあつては、構成員のうち 1 社以上がプライバシーマーク等を取得しているものとし、他の構成員は個人情報保護方針を定めていること。

《(8)で規定する共同企業体の場合》

ア 構成員の中で出資比率が最も大きい者を代表者とする。

イ 構成員の数は 2 ないし 3 社までとし、構成員の出資比率の最小限度基準は次のとおりとする。

2 社の場合 30 パーセント以上

3 社の場合 20 パーセント以上

4 選考方法

上記 3 の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による企画提案書等の書面審査及びプレゼンテーションの審査を行い、その内容を久留米市企業局上下水道料金等関連業務プロポーザル審査委員会において評価し、候補者の選定を行う。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等によりプレゼンテーションを実施せず審査する場合がある。

5 応募手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒839-8501 久留米市合川町 2 1 9 0 番地 3

久留米市企業局 上下水道部 営業管理課（担当：桑野・立石）

電話 0942-30-9078 ファクシミリ 0942-38-2694

電子メールアドレス eigyokan@city.kurume.fukuoka.jp

(2) 実施要項等の交付

実施要項、仕様書等の資料の交付については、次のとおりとする。

ア 交付期間

令和 3 年 8 月 2 4 日（火）から令和 3 年 9 月 7 日（火）までの午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで。ただし、土日祝日を除く。

イ 交付場所

上記 5 (1) に同じ。（市ホームページでもダウンロード可）

(3) 実施要項等に対する質問期限及び回答

ア 質問方法

プロポーザル質問書（様式第 1 5 号）のデータを添付した電子メールを送信し、着信確認の電話連絡を行うこと。

イ 質問期限

① 参加申込書等の作成に係る質問

令和 3 年 8 月 3 1 日（火）1 7 時 1 5 分まで（必着）

② 企画提案書等の作成に係る質問

令和3年10月 1日（金）17時15分まで（必着）

ウ 回答方法

- ① 参加申込書等の作成に係る質問については令和3年 9月 3日（金）までに、
- ② 企画提案書等の作成に係る質問については令和3年10月 6日（水）までに、
プロポーザル質問書に記載したメールアドレス宛に電子メールで回答するとともに、
必要に応じて市ホームページに掲載する。

(4) 参加申込の手続き

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる提出書類を提出すること。(③、⑥
は参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたものに限る。

ア 提出書類

- ① 参加申込書（様式第1号）
- ② 参加資格に係る申立書（様式第2号）
- ③ 登記事項全部証明書及び定款
- ④ 役員等調書及び照会承諾書（様式第3号）
- ⑤ 受託実績を証する契約書の写し（任意の一契約）
- ⑥ 納税（滞納なし）証明書（下記参照）
- ⑦ 情報セキュリティ等に関する公的認証の取得状況等調書（様式第4号）及びプライバシーマーク等の情報セキュリティ関連認証を取得していることを証明できる書類等の写し、ただし、共同企業体の構成員については、個人情報保護方針の写しでも可
- ⑧ 会社のパンフレット等
- ⑨ 委任状（様式第5号）（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）

《共同企業体の場合》

- ⑩ 共同企業体結成予定書兼委任状（様式第6号）

※代表者：①

※いずれかの構成員：⑤

※共同企業体に属する全ての構成員分：②～④、⑥～⑨

[納税等証明書]

申請者区分に従って○がついている証明を提出。

入札等権限を委任する場合、申請者区分は、受任者の営業所の所在地で考えること。

申請者区分			税区分		証明書 発行所	法人
市外 (県外)	市外 (県内)	市内		税目		
○	○	○	国税等	法人税、所得 税、消費税及び 地方消費税	所轄 税務署	国税に未納が ない証明 (納税証明書その3の3)
—	○	○	福岡県税	法人事業税、 個人事業税	福岡県税 事務所	福岡県税に 未納がない証明
—	—	○	久留米市税	法人市民税、 市県民税、 固定資産税、 軽自動車税	久留米市	久留米市税に 滞納がない証明

(例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例2：県外の営業所で申請される法人の場合、「国税等」の証明を提出)

イ 提出場所 上記5(1)に同じ

ウ 提出期間及び時間

令和3年 8月 24日(火)から 令和3年 9月 7日(火)(土日祝日を除く。)
までの8時30分から17時15分まで(必着)

エ 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達された
ことが証明できる方法によることとし、ウに記載する提出期限内に到着したものに限り
受け付ける。郵便事故等については、企業局はその責めを負わない。

(5) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

① 企画提案書(様式第10号)1部 及び任意様式(一部様式の指定あり) 16部(正
1部、副15部 ※副15部は会社名を除く。)詳しくは、別紙『久留米市企業局
上下水道料金等関連業務に係るプロポーザル審査評価基準』によること。

② 価格提案書(様式第13号)および積算内訳書(様式第14号)1部

イ 提出場所 上記5(1)に同じ

ウ 提出期間及び時間

令和3年 9月24日(金)から 令和3年10月 15日(金)(土日祝日を除く。)
までの8時30分から17時15分まで(必着)

エ 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達された

ことが証明できる方法によることとし、ウに記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、企業局はその責めを負わない。

(6) 企画提案に係るプレゼンテーション

実施日 令和 3年10月27日(水) 予定

(応募者が多数の場合は、別途実施日を設ける場合がある。)

(7) 審査結果通知

プレゼンテーションを行った全ての者に対し、審査結果を通知する。(様式第18号、様式第19号)

(8) 失格となる場合

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。なお、失格となった場合は、別途通知する。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合

ウ 実施要項で示された、提出期間及び時間、提出方法、提出先等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合

カ 価格提案書の金額が、「2 予算額」の見積額の上限を超過した場合

キ 価格提案書の金額が、「2 予算額」の最低制限価格を下回った場合

ク この業務において、共同企業体の構成員が他の共同企業体の構成員となり参加した場合、又は単独でも参加した場合

6 その他

詳細は、実施要項、仕様書等によるため、参加希望者は必ず確認すること。